

いじめ防止基本方針

岸和田市立大宮小学校

令和5年4月改定

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

本校では、基本理念として、「深刻ないじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、学校・保護者・地域がいじめに対して、正しく理解し、適切かつ迅速な対応を共通行動していこうと考えるものである。そこで本校ではいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに「大宮小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 基本理念

○いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題です。いじめはすべての子どもにおこりうる問題であり、どんな理由があっても「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやしたてたり、傍観したりするような行為も許されるものではありません。

家庭でのしつけや地域社会、学校での活動を通して、小さいころから規範意識や人権感覚を養うことが必要です。

○豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認めあい、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような、豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識や人権意識を基盤として、仲間とともに問題を解決するために必要な力を育成していかなければなりません。

家庭生活や地域での活動、学校教育などさまざまな場面で、よりよい人間関係やコミュニケーションについて考える機会を子どもたちに与え、体験させることが重要です。

○発達障がいを含む、障がいのある子どもがかかわるいじめやその他について

子どもの障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の支援計画や指導計画を活用した情報共有を行いつつ、子どものニーズや特性、専門家の意見をふまえた適切な指導支援が必要です。また、帰国した子どもや外国人の子ども、性同一性障がいに係る子ども、震災により避難している子どもなど、学校として特に配慮が必要な子どもについては、日常的に子どもの特性をふまえた支援や保護者との連携、周囲に対する必要な指導を組織的に行うことも大切です。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

いじめには、多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あり、いじめられた子どもの立場に立って、子どもの様子等をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の確認等を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要があります。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「大宮小学校いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主任者、各学年主任、
養護教諭、人権教育主任者
必要に応じて外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、(各学期の終わりに、など)年4回、(検討会議を)開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

また、職員会議ごとに定例情報交換を行い、児童の日々の学校生活の様子を全教職員で共有し、早期発見、迅速な対応につなげる。また、喫緊の課題に対しては臨時いじめ対策委員会を開催する。

5 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

岸和田市立大宮小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	入学式・始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 生活指導便りで「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	生活環境カードにより把握された児童状況の集約 校外学習（集団づくり） 家庭訪問による家庭状況把握	生活環境カードにより把握された児童状況の集約 校外学習（集団づくり） 家庭訪問による家庭状況把握	生活環境カードにより把握された児童状況の集約 校外学習（集団づくり） 家庭訪問による家庭状況把握 修学旅行（集団づくり）	
6月	なかよし祭り（集団づくり） 人権教育公開授業	なかよし祭り（集団づくり） 人権教育公開授業	なかよし祭り（集団づくり） 人権教育公開授業	
7月	生活アンケートの実施 保護者個人懇談会（家庭での様子の把握）	生活アンケートの実施 保護者個人懇談会（家庭での様子の把握）	生活アンケートの実施 保護者個人懇談会（家庭での様子の把握） 非行防止教室	
9月			林間学校（集団づくり） 非行防止教室	
10月	校外学習（集団づくり） 運動会（集団づくり）	校外学習（集団づくり） 運動会（集団づくり）	校外学習（集団づくり） 運動会（集団づくり）	
11月	生活アンケートの実施 音楽会（集団づくり）	生活アンケートの実施 音楽会（集団づくり）	生活アンケートの実施 音楽会（集団づくり）	
12月	保護者個人懇談会（家庭での様子の把握）	保護者個人懇談会（家庭での様子の把握）	保護者個人懇談会（家庭での様子の把握）	
1月 2月	生徒指導全体会（職員向け） 情報モラル学習（児童） 生活アンケートの実施	生徒指導全体会（職員向け） 情報モラル学習（児童） 生活アンケートの実施	生徒指導全体会（職員向け） 情報モラル学習（児童） 生活アンケートの実施	第4回委員会（年間の取組みの検証） アンケート確認
3月	修業式	修業式	修業式・卒業式	

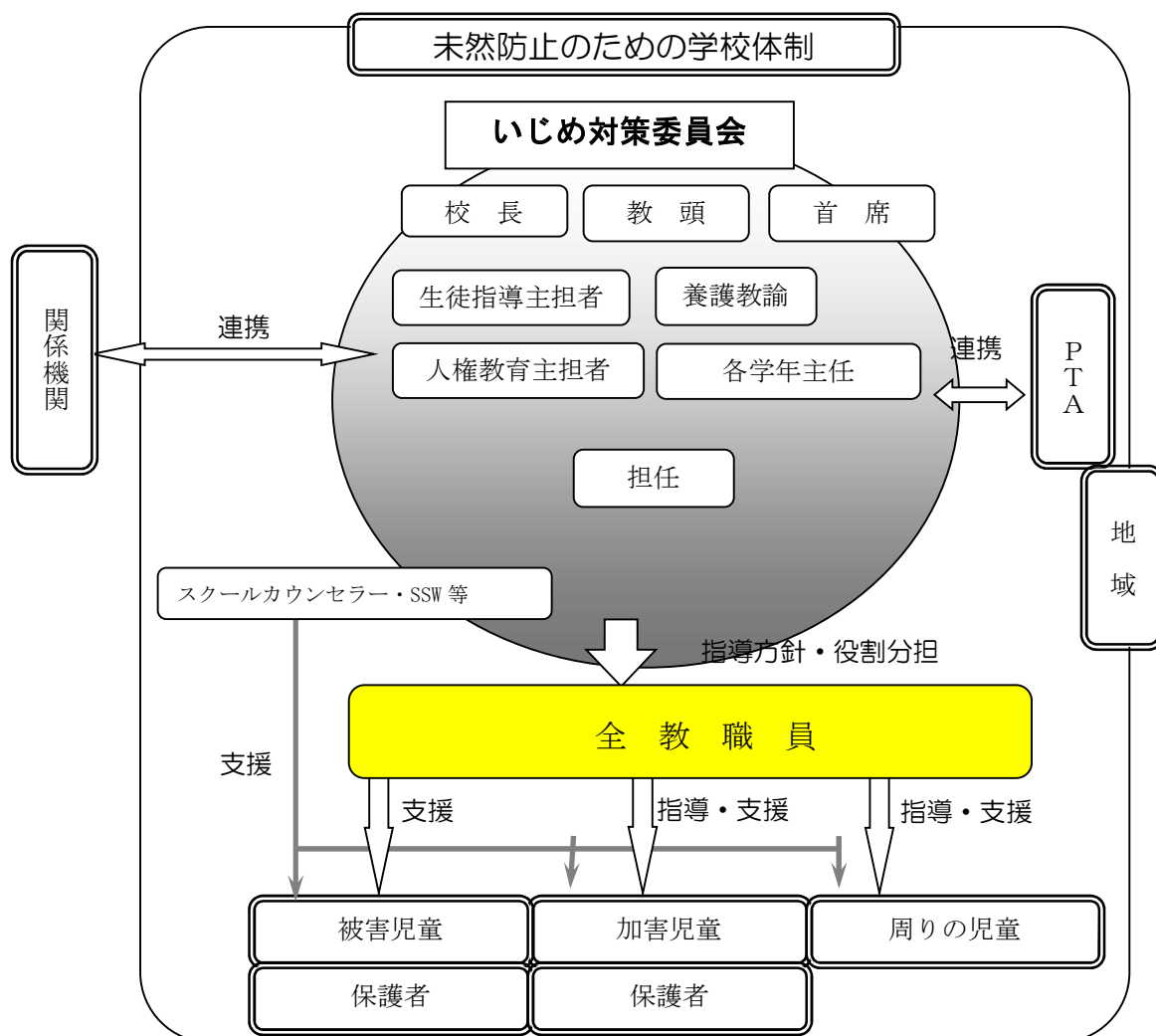
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(組織) 大宮小学校いじめ対策委員会組織体制



2 いじめの防止のための措置

(1) いじめを許さない学校づくり

教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を全教職員・全児童が共有できる学校風土を醸成する。

- 「いじめ撲滅」に向けての掲示物の作成
- 人権標語による啓発
- 道徳教育の充実

(2) 保護者への啓発

学校だより等を活用して、いじめに対する学校の姿勢を明らかにし、いじめに対する情報を提供する。

(3) いじめに関する教職員の研修

いじめの未然防止及び早期発見と迅速かつ適切な対応のあり方について理解を深めると共に、子供と子供がつながる人間関係づくり・集団づくりの活動を基盤として、一人一人の子供達が安全で安心して学ぶことができる学校づくりの推進に資する。

(4) 豊かな人間関係づくり

子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような、豊かな感性を身につけるような教育活動を展開する。また、規範意識や人権意識を基盤として、仲間と共に問題を解決するために必要な力を育成する。

(5) 児童の自発的な活動の支援

児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げて、児童が自主的に取り組む活動を指導・支援していく。この活動を通して自分たちが「いじめをなくしていこう」という意識を醸成していく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

○小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。そこで、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気づく力を高めることが必要です。小さな兆候であっても、いじめとしての積極的な認知を行い、早い段階からの的確に関わりをもつことが何より大切です。学校においては、教員との信頼関係の構築や個人面談を含む教育相談の実施、定期的なアンケート調査、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい環境を常に整えることに努めます。また、周知の際には、相談によっていじめの解決につながった事例を示すなど、子どもたちが自ら周囲に援助を求めることの重要性が理解できるように努めます。

○情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、一人でいじめの実態を把握することは大変困難ですので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、他の業務に優先して、かつ即日、校内いじめ対策組織に情報を全て報告・相談し、組織的として迅速に一貫した対応をしなければなりません。そのためには学校・家庭・地域や関係諸機関が、普段から信頼関係を構築し、気兼ねなく相談できる環境を整えることが大切です。また、教員はいじめに係る情報を適切に記録しておく必要があります。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは年3回行うことにより、児童の交友関係など生活実態を把握し、いじめのサインを見逃さないようにする。また日常の観察を学級担任だけでなく、養護教諭を中心として学校全体で行い情報を共有することでいじめの早期発見につなげていく。
- (2) 児童や保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる窓口を設け、学校だより等を通じて広く周知する。
- (3) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについては、大宮小学校の児童・保護者等の個人情報の管理に関する申し合わせ事項に基づき厳重に管理する。

第4章 いじめに対する迅速な対応

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、(別添)「いじめ事象生起時の対応について(平成24年9月市教委作成)」「ネット上のトラブルへの対応(平成25年10月市教委作成)」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整える。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや警察、福祉機関その他関係機関の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。加えて、いじめられた子どもの立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、すべてが厳しい指導をするとは限らず、場合により学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処をする場合もある。ただし、この場合でも法が定義するいじめに該当するため、いじめ対策委員会で情報共有する。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化祭、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 重大事態への対応

1 重大事態の意味

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例)・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要です。

2. 市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）

- ①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）。
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。
- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

→市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

市・市教委が調査主体となる場合

市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

第5章 その他

1 取り組みの充実に向けて

(1)本基本方針を学校だより等を活用するなどして、広く周知を図り、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。

(2)本基本方針を年度ごと、または状況に応じてその都度、見直しを行っていく。

(3)参考資料

いじめ事案への対処の流れ①

いじめ事案への対処の流れ② 重大事態が発生した場合の対応

『いじめ事象生起時の対応について』（平成 24 年 9 月 岸和田市教育委員会）

『ネット上のトラブルへの対応』（平成 25 年 10 月 岸和田市教育委員会）

いじめ防止対策推進法 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

大阪府いじめ防止基本方針 http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/ijime_boushi_bp/index.html

大阪府『5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート』

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/taiou.html>

いじめや学校生活で悩んでいる方へ

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/65/240926ijimemonndai.html>

いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日 文部科学大臣決定）

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm